

気象警報が発令されたときや地震が発生したときの措置について

摂津市立第三中学校

1. 地震

(1) 震度5弱以上の時の対応について

発生時期	対応・措置
登校前	<u>臨時休業</u> となります。
登下校中	自分で身の安全を確保し、揺れが収まった後に、 <u>自宅または学校などの安全な場所に避難する。</u>
在校時	教職員が安全確認等を行い、 <u>保護者への引き渡しによる下校</u> となります。

(2) 震度5弱未満の地震(余震)が発生した時の生徒への対応について

原則として登校します。ただし、校区の被害状況や生徒の安全確保の状況から、学校が非常の措置を取る必要があると判断した場合は、教育委員会と協議のうえで（臨時休業も含めた対応を）決定します。

2. 台風や風水害等の自然災害

(1) 以下の気象予警報等が発令された場合の対応について

- ① 摂津市内において、気象庁が発表する「レベル4大雨危険警報」以上の大雨に関する情報・暴風警報・暴風特別警報・暴風雪警報・暴風雪特別警報のいずれか1つでも発表されている場合
- ② 摂津市のいずれかの地域において、河川氾濫に関する「レベル3高齢者等避難」以上の避難情報が発令されている場合

登校前	<ul style="list-style-type: none"> ・午前7時の時点で、上記のいずれか1つでも発表等されている場合、自宅待機となります。 ・午前9時までに当該状況が解消された場合、その時点で原則登校する。その後、通常どおり授業を行うが、状況によっては教育委員会と協議のうえで、必要な措置をとる場合があります。 ・午前9時以降も当該状況が継続する場合は、当日は臨時休業とします。
登校中	<ul style="list-style-type: none"> ・登校中またはすでに登校している場合は安全に配慮して下校させます。
在校時	<ul style="list-style-type: none"> ・速やかに教育活動を打ち切り、安全に配慮して下校させます。 ただし、危険を伴う場合は、学校待機や保護者への引き渡しを行い下校します。

(2) その他の気象警報（レベル3大雨警報、洪水警報など）が発令された場合について

原則として登校します。ただし、学校が地域のさまざまな状況を把握して危険があると判断したときは、教育委員会と協議したうえで、必要な措置をとる場合があります。